

長野県魅力発信ブログ及び長野県メールマガジン「週刊信州」
広告掲載契約書(案)

長野県(以下「甲」という。)と _____(以下「乙」という。)は、甲が管理する長野県魅力発信ブログ(以下「県ブログ」という。)及び長野県メールマガジン「週刊信州」(以下「メールマガジン」という。)への広告掲載について、次の条項のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(趣旨)

第2条 甲は、乙の提出する広告を掲載し、乙は掲載料を支払うものとする。

2 乙は、広告を作成し、甲に提出する。

3 甲は、乙から提出された広告を県ブログ及びメールマガジンに掲載する。

(広告の位置等)

第3条 広告の位置、数、規格は、別添仕様書のとおりとする。

(契約金額及び契約期間)

第4条 契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

(1) 契約金額 _____円(うち消費税及び地方消費税額 _____円)

(2) 契約期間 平成__年__月__日から平成24年3月31日まで

(契約金の納付方法等)

第5条 乙は、広告掲載料として第4条第1号に定める契約金額を平成__年__月__日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 乙は、掲載料を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じて年3.1パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、延滞利息の総額が千円に満たないときは、この限りではない。

(広告主及び広告の内容の基準)

第6条 広告主及び掲載することができる広告の内容(広告主の指定するリンク先のホームページの内容を含む。第8条において同じ。)は、長野県魅力発信ブログ及び長野県メールマガジン「週刊信州」広告掲載要領に定める基準(以下「掲載基準」という。)を満たすものでなければならない。

(広告の原稿の作成及び提出)

第7条 広告の原稿は、乙が作成するものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、乙が負担するものとする。

3 乙は、県ブログへの広告掲載を開始しようとする日の7日前までに、当該広告の原稿を甲に提出しなければならない。ただし、第8条における県の審査を受けた広告主に係る広告の掲載については、次回より掲載日の4日前までに提出することを可とする。なお、閉庁日が3日以上連続する場合については、別途協議のうえ決定する。

4 乙は、広告掲載を希望するメールマガジン各号の配信日の7日前までに、当該広告の原稿を甲に提出しなければならない。ただし、第8条における県の審査を受けた広告主に係る広告の掲載については、次回より掲載日の4日前までに提出することを可とする。なお、閉庁日が3日以上連続する場合については、別途協議のうえ決定する。

(広告主及び広告の内容の審査)

第8条 甲は、前条第3項及び第4項の規定により広告の原稿が提出されたときは、当該原稿に係る広告主及び広告の内容を審査し、広告主及び広告の内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

- 2 前項の審査の結果、広告の内容が第3条に規定する規格及び第6条に規定する掲載基準を満たしていないときその他広告の内容が不適当なときは、甲は乙に対し、広告の内容の補正を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、乙は、広告の内容を補正し、甲が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項に規定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 前項に掲げる場合のほか、この契約に関して乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)が確定したとき(同法第77条の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙の役員又は使用人について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(公告の削除)

第10条 甲は、この契約締結後の社会状況の変化等により、広告の全部又は一部を県ブログから削除することができる。

(掲載料の返還)

- 第11条 甲は、徴収した掲載料を還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が掲載すべき広告を掲載しない期間が1日(24時間)を超えるとき、第10条の規定により広告枠の全部若しくは一部を県ブログページから削除したとき又は又は掲載料を還付する特別の事由があると甲が認めるときは、この限りでない。
- 2 次の各号に掲げる理由により甲が県ブログ及びメールマガジンの運営を一時停止する場合は、前項ただし書の規定は適用しない。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行うとき
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - (3) その他公益上やむを得ない場合
 - 3 第1項ただし書の場合において、還付する金額は、県ブログについては日割り計算、メールマガジンについては号数割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を付さない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第12条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故発生の報告)

第 14 条 乙は、広告主が指定したリンク先のホームページの事故その他のこの契約の履行に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
2 乙は、広告の掲載に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(賠償の予約)

第 16 条 乙は、第 9 条第 2 項各号いずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第 1 号から第 3 号までの場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、長野地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第 19 条 この契約に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、甲が定める。

(疑義の解決)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成__年__月__日

甲 長野市大字南長野字幅下 692 - 2
長野県知事 阿部 守一

乙

仕 様 書

1 広告の位置及び数

NO	ページ	場所 1	形式	数	備考
A	ポータル http://blog.nagano-ken.jp/	左上	画像 200×150px	1	
B	日本一 http://nihonichi.nagano-ken.jp/	左上	画像 180×60px	2	連結可(2)
C	週刊信州ブログ http://magazine.nagano-ken.jp/	右上	画像 180×60px	3	連結可(2)
D	同上 メールマガジン	テキスト上部	文字 3行(1行半角 文字 70字以内)	2	連結不可

- 1 広告は、パソコンからの閲覧時のみ表示するものとする(携帯電話用閲覧ソフトでは非表示とする。)
- 2 B・Cについては、複数枠の広告主が同一の場合、複数枠を連結して1広告としての掲載することが出来る。

2 広告の規格

画像(バナー)広告

番号	項目	内容
1	大きさ	仕様書1のとおり
2	形式	GIF、PNG、JPEG、FLASH
3	データ容量	50KB以下
4	代替文字属性	「広告:広告主名 広告内容(20字以内)」とする。
5	禁止表示	(1) 点滅、アニメーション、切り替わりなどの動きが過度にあるもの。 (2) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示(「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど) (3) 実際には機能しない表示(入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど) (4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがある表示(「長野県情報」等の表示、長野県章の画像の使用など) (5) その他広告の表示として適当でないと県が認めるもの
6	その他	文字、イラスト等の解像度は適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

文字(テキスト)広告

番号	項目	内容
1	文字数	テキスト3行とし、1行の長さは、半角文字70文字以内
2	規格	1・2行目には、広告文及び広告主名を記載する。なお、広告主名は、他との混同を惹起しない場合には、略称、通称、サービス名及びサイト名を可とする。 3行目は、広告主の指定するホームページへのURLとする。
3	禁止表示	半角カタカナ及び機種依存文字は使用しない。 拡大文字は使用しない。

